

電気需給約款

[低 圧]

＜東京電力パワーグリッド株式会社管内＞

令和 6 年 7 月 1 日実施

富士山エナジー株式会社

目次

第1章	総 則	3
第1.1条	適用	3
第1.2条	電気需給約款の変更	3
第1.3条	定義	3
第1.4条	単位および端数処理	4
第2章	契約について	5
第2.1条	需給契約の申込み	5
第2.2条	契約期間	5
第2.3条	電気需給契約の単位	5
第2.4条	需要場所	5
第2.5条	供給の開始	6
第2.6条	承諾の限界	6
第3章	契約種別および料金	6
第3.1条	契約種別	6
第3.2条	料金等	6
第4章	料金の算定および支払い	7
第4.1条	料金の適用開始の時期	7
第4.2条	検針日	7
第4.3条	料金の算定期間	7
第4.4条	使用電力量の計量	7
第4.5条	料金の算定	8
第4.6条	料金の支払義務ならびに支払期日	8
第4.7条	料金その他の支払方法	8
第4.8条	請求内容の異議申し立て	9
第4.9条	料金支払い遅延の措置	9
第4.10条	料金支払い額の誤りの措置	9
第5章	使用および供給	10
第5.1条	需要場所への立入りによる業務の実施	10
第5.2条	電気の使用にともなうお客さまの協力	10
第5.3条	供給の停止	10
第5.4条	供給停止の解除	10
第5.5条	供給停止期間中の料金	11
第5.6条	違約金	11
第5.7条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	11
第5.8条	損害賠償の免責	11
第5.9条	設備の賠償	11

第6章 契約の変更および終了	12
第6.1条 電気需給契約の変更	12
第6.2条 名義の変更	12
第6.4条 需給開始後の電気需給契約の終了または変更	12
第6.5条 解約等	13
第6.6条 電気需給契約終了後の債権債務関係	13
第7章 工事および工事費の負担金	13
第7.1条 需給地点および施設	13
第7.2条 計量器等の取付け	13
第7.3条 電流制限器等の取付け	14
第7.4条 供給設備の工事費負担金	14
第7.5条 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合	14
第8章 保 安	14
第8.1条 調査に対するお客さまの協力	14
第8.2条 保安等に対するお客さまの協力	14
第9章 そ の 他	15
第9.1条 プライバシーポリシー	15
第9.2条 個人情報の共同利用	15
第9.3条 管轄裁判所	16
第9.4条 反社会的勢力との取引排除	16
第9.5条 契約の解除	16
附則	17
別表	18

第1章 総 則

第1.1条 適用

この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は、（小売電気事業者登録番号 A0578）富士山エナジー株式会社（以下「当社」という。）が、東京電力パワーグリッド株式会社の定める託送供給等約款に則り維持および運用する供給設備を介して、当社が低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

第1.2条 電気需給約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改訂された場合、法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、この供給約款を変更することがあります。

なお、当社は、本約款を変更する際には、お客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は当社のホームページにて掲載することで差し替えといたします。

第1.3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）一般送配電会社

需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、本約款においては、東京電力パワーグリッド株式会社又は同社から一般送配電事業を承継する会社をいいます。

（2）低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（3）電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

（7）契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

（9）契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（10）契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（11）夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(16) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

第 1.4 条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は 1 キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は 1 キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第2章 契約について

第2.1条 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

第2.2条 契約期間

契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって電気需給契約の終了または変更がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第2.3条 電気需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要契約につき、1 供給電気方式、1 引き込みおよび 1 軽量をもって電気を供給します。

第2.4条 需要場所

- (1) 1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2) および (3) によります。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが地上または地下において連結されかつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は 1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

- (a) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (b) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (c) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

第 2.5 条 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 2.6 条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

第 3 章 契約種別および料金

第 3.1 条 契約種別

契約種別は、「別表 4.契約種別」のとおりといたします。
なお、供給周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

第 3.2 条 料金等

料金は、基本料金、電力量料金、および「別表 1.再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
ただし、電力量料金は、「別表 2.燃料費調整額 (1) (2)」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 従量電灯 B プラン

基本料金、電力量料金は、1 月につき「別表 3.料金表(1)従量電灯 B プラン」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(2) 従量電灯 C プラン

基本料金、電力量料金は、1 月につき「別表 3.(2) - 1 従量電灯 C プラン」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(3) 低圧電力プラン

イ 基本料金、電力量料金は、1 月につき「別表 3.(3) 低圧電力プラン」のとおりといたします。尚、契約電力が 1 キロワット未満の場合の基本料金も、契約電力が 1 キロワットの場合と同額といたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

また、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量のうち夏季およびその他季のそれぞれの使用電力量の計量値により使用電力量を算定いたします。

ロ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって加重平均して得た値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を

5パーセント割増いたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなし、割引も割増も行いません。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(4) 低圧動力プラン

基本料金、電力量料金は、1月につき「別表 3.(4) 低圧動力プラン」のとおりといたします。尚、契約電力が1キロワット未満の場合の基本料金も、契約電力が1キロワットの場合と同額といたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

また、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量のうち夏季およびその他季のそれぞれの使用電力量の計量値により使用電力量を算定いたします。

第4章 料金の算定および支払い

第4.1条 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除きます。

第4.2条 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

第4.3条 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第4.4条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（需給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の読みは、乗率を有する場合は、乗率倍するものといたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 4.5 条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
- イ 検針日の前後各 5 日間以外の日、電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 検針日の前後各 5 日間以外の日、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、別表「3 料金表」(当該約款 21 ページ参照)に定めた料金を適用して算定いたします。ただし、当該料金表に拠らない単価については覚書を作成し、その覚書により算定するものとする。なお、算定の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) (1) イ、(1) ロの場合の基本料金は、次のとおり日割計算をいたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数})$$

- (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には、開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- (1) ロの場合により日割り計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 電力量料金は、(1) イの場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。(1) ロの場合は料金の変更のあった日の計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1) イの場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。(1) ロの場合は料金の変更のあった日の計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

第 4.6 条 料金の支払義務ならびに支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款第 4.4 条(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日といたします。
- (2) お客さまへのご請求は、検針日から 10 営業日以内に行います。
- (3) 当社は、料金その他の請求額を、郵送または、当社が設置した WEB サイト(請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。)に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は WEB サイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといえます。
- (4) お客さまは、(3)にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社が別に定める手数料を支払うことを要します。
- (5) お客さまの料金は、検針日の属する月の翌月の末日までに支払っていただきます。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。
- なお、振込によって支払をされる場合は、当社の請求書発行日から 30 日以内に料金を支払って頂きます。

第 4.7 条 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担と

いたします。なお、料金の支払いは、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
 - ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 支払っていただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当いたします。

第4.8条 請求内容の異議申し立て

当社がお客さまに提示する請求の内容に関しての異議がある場合には、当社に対して異議申し立てをすることができます。

当該異議申し立てを受けた当社は、10日以内に回答を行い、または、両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うものといたします。

なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、第4.6条(料金の支払義務ならびに支払期日)(5)に定める支払期日に代わる期日を両当事者で決定いたします。第4.6条(料金の支払義務ならびに支払期日)(5)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

第4.9条 料金支払い遅延の措置

お客さまが支払い期日を経過してなお支払われない場合には、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、請求金額から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの遅延利息をお客さまに申し受けます。

ただし、第4.8条(請求内容の異議申し立て)に定める異議申し立てが生じた場合は、第4.6条(料金の支払義務ならびに支払期日)(5)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

第4.10条 料金支払い額の誤りの措置

当社は、料金支払い額の誤りがあることが判明した場合は、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌日の請求において、これを精算させていただきます。

第5章 使用および供給

第5.1条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 本約款第5.3条、本約款第6.3条(2)または本約款第6.5条により必要な処置
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第5.2条 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

第5.3条 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

第5.4条 供給停止の解除

本約款第5.3条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第 5.5 条 供給停止期間中の料金

本約款第 5.3 条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を本約款第 4.5 条（２）により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

第 5.6 条 違約金

- （１）お客さまが本約款第 5.3 条（２）ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- （２）（１）の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- （３）不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

第 5.7 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- （１）当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他保安上必要がある場合
- （２）（１）の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 5.8 条 損害賠償の免責

- （１）あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- （２）本約款第 5.7 条（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- （３）本約款第 5.3 条によって電気の供給を停止した場合、または本約款第 6.5 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- （４）漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- （５）天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- （６）当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

第 5.9 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- （１）修理が可能である場合の修理費
- （２）紛失または修理が不可能の場合帳簿価格と取替工費の合計額

第6章 契約の変更および終了

第6.1条 電気需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、電子メールその他の方法によりお客さまに通知したうえで、本約款を変更することがあります。この変更に異議のあるお客さまは、通知を受領してから30日以内に当社に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに需給約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款（低圧）に変更されるものとみなします。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。この場合の本約款の変更に關する手続は（2）に準じます。

第6.2条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

第6.3条 電気需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
- (2) 電気需給契約は、本約款第6.5条（解約等）に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了するものといたします。
 - ロ 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

第6.4条 需給開始後の電気需給契約の終了または変更

- (1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 6.5 条 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 30 日前までに通知いたします。

- (1) 本約款第 5.3 条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが、本約款第 6.3 条（電気需給契約の終了）(1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を 60 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (4) 支払期日を 60 日経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合
- (5) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (6) お客さまがその他本約款に違反した場合

第 6.6 条 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

第 7 章 工事および工事費の負担金

第 7.1 条 需給地点および施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点といたします。

第 7.2 条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社および一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
 - イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
 - ロ 変成器の 2 次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1) によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

第 7.3 条 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

第 7.4 条 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。

第 7.5 条 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

第 8 章 保 安

第 8.1 条 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電会社登録調査機関に通知していただきます。

第 8.2 条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電会社に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電会社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが一般送配電会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

第9章 その他

第9.1条 プライバシーポリシー

当社は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

第9.2条 個人情報の共同利用

当社は、申込受付、契約の締結・履行、提供可否判断および提供、料金計算および料金請求、複数の供給施設を対象とした合算請求、各種手続きのご案内、情報の提供等のお客さまサポート、不正契約・不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査、対応設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。

(1) 共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります ※1

- ・小売電気事業者 ※2
- ・一般送配電事業者 ※3
- ・電力広域的運営推進機関
- ・需要抑制契約者 ※4

(2) 共同利用の目的

- ・託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
- ・小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次 ※5 のため
- ・供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- ・ネガワット取引に関する業務遂行のため

(3) 共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ・供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- ・ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

(4) 共同利用の管理責任者

- ・基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- ・供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- ・ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※1：当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

- ※2：小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）をご参照ください）。
- ※3：一般送配電事業者とは、東京電力パワーグリッド株式会社をいいます。
- ※4：需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。
- ※5：「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。申込受付以下の者との間でお客さまの個人情報とを共同で利用することがあります。

第9.3条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、静岡地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

第9.4条 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資本金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

第9.5条 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、第6.3条（電気需給契約の終了）によらず需給契約を解除することができます。

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合。
- (2) お客さまが、第9.4条（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力団を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客さまが、当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

附則

1. この電気需給約款の実施日
この電気需給約款は、令和6年7月1日から実施いたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別処置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告知（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円として、その端数は切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量起案等の始期から翌年の4月の料金に係る計量機関等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量機関等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別処置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別処置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロワット当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油単価、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{① 燃料費調整単価} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{② 燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 129,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、129,200 円といたします。

$$\text{③ 燃料費調整単価} = (129,200 \text{ 円} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が、1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘 (税込)
-------------	---------------

3. 料金表

基本料金の月額、下表のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

以下の電力料金には、燃料費調整単価を含みません。

(1) 従量電灯 B プラン

(消費税等 10% 税込)

契約電流	基本料金	電力量料金 (1 kWh あたり)		
		120kWh まで	121~300kWh	301kWh 以上
10A	302 円 40 銭	29 円 80 銭	36 円 40 銭	40 円 49 銭
15A	453 円 60 銭			
20A	604 円 80 銭			
30A	907 円 19 銭			
40A	1,209 円 59 銭			
50A	1,511 円 99 銭			
60A	1,814 円 39 銭			

(2) 従量電灯 C プラン

(消費税等 10% 税込)

契約単位	基本料金	電力量料金 (1 kWh あたり)		
		120kWh まで	121~300kWh	301kWh 以上
1 kVA	302 円 40 銭	29 円 80 銭	36 円 40 銭	40 円 49 銭

(3) 低圧電力プラン

(消費税等 10%税込)

2024 年 9 月検針日の前日以前

契約単位	基本料金	電力量料金 (1 kWh あたり)	
		夏季	その他季
1 kW	1,121 円 16 銭	27 円 14 銭	25 円 57 銭

2024 年 9 月検針日以降

契約単位	基本料金	電力量料金 (1 kWh あたり)	
		夏季	その他季
1 kW	1,065 円 10 銭	27 円 14 銭	25 円 57 銭

※夏季とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間。

その他季とは、毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間。

※低圧電力は、2024 年 9 月検針日以降のご使用分より力率割引・割り増しを廃止することに伴い基本料金を変更いたします。

(4) 低圧動力プラン

(消費税等 10%税込)

		夏季	その他季
1 kW	1,065 円 10 銭	27 円 14 銭	25 円 57 銭

※LP ガス（オブリック株）とのセットプランの場合には、ガス料金の値引きが最大 2%適用となる場合があります。詳細につきましては、担当者にお聞きください。

4. 契約種別

(1) 従量電灯 B プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が、50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかと し、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当 な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 従量電灯 C プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧 および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

【算定式】

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）／1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 低圧電力プランおよび低圧動力プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契 約 電 力

契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の a 表の係数を乗じてえた値の合計に b 表の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は、b 表の係数を乗じないものといたします。

a 表：契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	1 0 0 パーセント
	次の 2 台の入力につき	9 5 パーセント
	上記以外のものの入力につき	9 0 パーセント

b 表：a 表によって得た値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	1 0 0 パーセント
次の 14 キロワットにつき	9 0 パーセント
次の 30 キロワットにつき	8 0 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	7 0 パーセント

- (i) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(i)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

(a) 供給電気方式および供給電圧が、交流 3 相 3 線式標準電圧 2 0 0 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1,732／1,000

(b) 供給電気方式および供給電圧が、交流単相 2 線式標準電圧 1 0 0 ボルトもしくは 2 0 0 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 1 0 0 ボルトもしくは 2 0 0 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）／1,000